

平成30年度第2回（第8回）八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成30年9月5日（水）午前9時30分～午前12時00分
- 場 所 八尾市立中小企業サポートセンター セミナールーム
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、花田委員、清原委員、中辻委員、山口委員、山川委員
- 欠席委員 西村委員
- 出席幹事 伊藤幹事
- 所管部長 鶴田環境担当部長
- 事務局 経済環境部環境保全課
岩井課長、鎌尾課長補佐、武藤課長補佐、小山係長、上原係長、馬谷副主査
- 傍聴者 なし
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 諮問
 - 3 審議
 - 4 閉会
- 配布資料
 - 資 料 1：八尾市生活環境紛争処理条例の概要
 - 資 料 2：公害紛争処理法に基づく制度の概要
 - 資 料 3：八尾市における公害苦情等の状況
 - 資 料 4：八尾市環境影響評価技術指針（案）
 - 参考資料1：八尾市民の環境を守る基本条例の概要
 - 参考資料2：現行の八尾市における公害苦情等処理の仕組みと流れ
 - 参考資料3：八尾市環境影響評価技術指針（案）概要

○ 議事の概要及び発言の趣旨

1 開会

会長 ただいまから平成30年度第2回八尾市環境審議会を開会いたします。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御参集を賜りまして、厚く御
礼を申し上げます。

本日、審議いただきます案件は、「八尾市生活環境紛争処理条例の見直し
について（諮問）」ほか1件であります。本日も慎重な御審議を賜りますと
ともに、議事の運営にも格段の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、市長から挨拶を願います。

市長 （挨拶）

会長 それではお手元配布の次第書通りに進めさせていただきます。

2 諮問

会長 それでは、次第書の2、「諮問」についてを議題とします。
本件諮問事項について事務局から諮問趣旨を朗読してください。

事務局 （諮問趣旨の朗読）

会長 それでは市長から諮問を受けたいと思います。

市長 八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第23
条第1項及び八尾市環境審議会規則（昭和52年八尾市規則第35号）第
2条第3号の規定に基づき、諮問します。

— 諮問書手交 —

会長 これより市長からの諮問に応じ、審議に入りますが、田中市長はこの後
公務が入っておりますので、ここで退席されます。

— 市長退席 —

3 審議

会長 審議に入ります前に配布資料等について、事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございます。

それではお手元配付の次第書の3、「審議」に入ります。

審議事項(1)「八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについて」を事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委員 生活環境に係る紛争と公害紛争の区別に関連して質問します。例えば、農家が野焼きをして苦情がもたらされる場合は公害紛争か生活環境に係る紛争どちらの扱いとなるのでしょうか。

事務局 典型7公害に係るものとして公害紛争処理法に該当すると考えます。ただし条例の適用も可能であるため、説明するときは両方説明することになると思います。

委員 大気汚染と捉えた場合には、典型7公害のひとつではあるのですが、大気汚染防止法の対象となるのは特定工場等であり、一般の住居や農家を対象としていませんよね。そういう場合でも大きな括りで大気汚染であることから公害として扱うという考え方でよろしいでしょうか。

事務局 お見込みのとおりです。実例を見ましても法律では割と広く典型7公害を捉えております。ただし、そのような生活環境に係る問題であれば当課においても条例がありますので、そちらも案内します。

委員 資料3の裏面の「公害以外の相談について」において、廃棄物投棄、廃棄物の野積みとありますが、例えば廃棄物が投棄されていることにより悪

臭が発生している場合、公害以外の相談と公害に関する相談が重複するという理解でよろしいでしょうか。

事務局 個別には大阪府の公害審査会に問い合わせた方がいいかと思いますが、法律では典型7公害に絡めて広く対応しておりますので、悪臭という観点で対応できると思います。

委員 市民の立場から言うと、公害にあたるのか、生活環境に関する紛争なのかといった区別を厳格にすることにはあまり意味がなく、とにかく解決してほしいということであるため、私の発言の趣旨は、広くどちらでも受け入れられるよう柔軟に考えた方がいいのではないかという趣旨で伺いました。

他の自治体でマンションの建設を巡り住民と事業者が対立して、市が紛争の斡旋を行うような建築紛争解決指導員制度、調停制度に関する条例を施行していることがありますが、八尾市の場合はそのような条例は特になく、もしそのような苦情があれば環境紛争処理条例で解決されるという整理でよろしいでしょうか。マンション紛争は公害とは性質が異なるため公害審査会にはいかないと思います。八尾市ではこれまでにそのような紛争はあったのでしょうか。

事務局 過去にございまして、生活環境紛争処理の調停を行ったことはあります。他市ではそのような条例を建築部局で持っている市もありますが、本市では対応する条例がありません。

委員 八尾市の場合はこの環境紛争処理条例の枠で斡旋や調停を行うことがありうるということですね。

事務局 これまでに行った事例はございますので、その範囲についても今回整理したいと考えております。

委員 実際には所管が異なるのだと思います。野焼きの場合でも実際解決のためには廃棄物対策課との連携が必要となろうかと思われま。環境紛争処理条例の対象とする紛争を広く捉えれば、行政組織としても解決のための連携体制をより広く取らなければならないのではないのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、例えば廃棄物につきましても一般廃棄物もあれば産業

廃棄物もあり、投棄や野積み自体の問題であれば所管の部署で対応します。

ただし、それぞれの案件において、騒音や悪臭といった公害に関する苦情があれば当課での対応となります。

建築であればその作業の中で様々な公害に関することが発生しますし、解体であっても騒音振動が問題になるケースもあります。短期間ということもあり、解決が非常に難しい苦情もあります。

また、産業廃棄物につきましても本年4月から中核市移行に伴いまして直接の担当課ができておりますので、おおむねこのような事象に対して市の中で連携する部署ができていくということになっております。本制度を見直す中で、対応する部署と連携しながら進めていくことが重要になってくると思いますので、併せて整理しながらよりよい解決に向けて見直していこうという趣旨もごございますのでよろしくお願いたします。

委員 資料3の「2 公害苦情の内容と解決件数等」において、大気汚染の受付件数が最も多いとの表記がありますが、八尾市の場合野焼きの占める割合が多いと予想しますが、大気に関する受付件数123件のおおよその内訳をご教示ください。

事務局 全体のうち、野焼きが約100件です。

委員 野焼きが大部分を占めているとのことで、公害苦情等の内容と解決件数に含んでいるということから野焼きは公害であり、解決に向けて対応していかなければならないという長年の指摘があるものと思いますが、これまで解決に向けてどのように対応したのか、対応した結果どのような解決となったのかご教示ください。

事務局 野焼きの件数は多いですが、法律で規制できる部分と、農業関係等、除外規定により規制の対象外となる部分があります。規制だけでは解決できないような場合に、本制度を利用して話し合いによって和解につなげるようなことができないかと考え、こちらの条例の見直しを図っていきたいと考えております。

委員 野焼き問題は、他市で最近少し関わったことがあります。その市では野焼きについての苦情は公害苦情として計上しておらず、それに対し市民が異議申し立てを行いました。計上していない理由としては、廃棄物処理法が適応とされているからという理由でしたが、確かに農業活動に伴って行

う野外焼却は例外になると規定されていますが、廃棄物処理法では大きな目的として生活環境の保全を規定しています。また、一般廃棄物の適正処理についても規定があります。

これらのことから、周辺に煙が流れて洗濯物に臭いがつく等の影響を及ぼすような野焼きについても例外とすることはおかしいのではないかと考えます。一般廃棄物の処理の仕方としてもおかしいし、生活環境の保全という、大気汚染防止法、廃棄物処理法の目的からしても整合性が取れないため、公害苦情として扱うよう改めていただきました。

ただし、野焼きは以前から継続して行っていること、防虫作用等の理由で行っていること等があり実際には解決が難しいのではないかと思います。特に田園が広がっているところに急に開発が進んだところでよく起こるようです。

解決率90数パーセントとありますが、おそらくこの解決というのは苦情があって指導を行い、その時野焼きをやめたものを解決にしたものだと思います。繰り返される問題の根本的な解決は難しいというのが私の認識です。両方に言い分があると思います。

事務局 お見込みのとおり、廃掃法の既定の中で、除外対象として政令で定めるものとあり、施行令の「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」という項目の中では、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却との記載があります。農業についてもそれを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却、そしてたき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なものと規定されています。よってこれらに該当するか否かの判断が絶えず議論になってまいります。

委員 私が感心したのは八尾市の前の公害防止条例、新しい環境保全条例ともにこの野焼きの条文があることです。例外はありますが、生活環境との調和を目指しているような条項があって、他市よりは進んでいると感じました。つまりちゃんと市がこの問題に関わりますよということを言っているということではないかと思います。

事務局 煙や臭い等で周辺に迷惑が掛からないように行うよう指導等を行っております。そういった中で周辺の方と、例えば時間帯や風向き等について話し合うことで解決できる一助になればと思っております。

委員 資料3の「種類別経年変化（公害苦情受付件数）」について、28年度に

比べて29年度は苦情件数が減っていますが、何か新たな対策を行ったのか、あるいは自然に減ってきている傾向なののでしょうか。

事務局 この5年間はおよそ200件超えで推移しておりまして、28年度から29年度にかけて減少した原因が何か顕著にあるというわけではありません。

委員 また、苦情件数で未解決が34件ありますが、騒音振動が非常に大きいウェイトを占めていると思います。それともうひとつ、資料3の3「公害以外の相談について」に問題点が列挙されていますが、市民から見るとどれひとつとっても大事な内容だと思います。これらについては条例にも規定がなく、話し合いで解決を図るということですが、今までの取組の中で問題点として考えられている点はあるのでしょうか。

事務局 所管している法令以外の案件となりますので市としても対応できない部分になります。そういった中でも生活環境紛争という制度もありますという形でご説明している状況ですが、民事的な面が強い問題もありますので、どこまで紛争処理制度の中に入れていくかというのは今後ご相談していきたいと思っております。

委員 八尾市として、今回の見直しで紛争処理条例の対象にしたいという案はありますか。今まで様々な案件に対処されてきて、その経験の中からあるのではないかと思います。

事務局 例えば廃棄物ですと今年度から産廃に係る権限が下りてきておりますので、法的な対応を連携して行えますが、有価物等、廃掃法の適用を受けない場合もあるため、公害に絡めて指導することもあります。法律の適用外となりますと対応できない部分があるため、本制度も活用しつつ、今後規制まではどうかと思いますが、そういった面についても検討すべきかとは考えているところです。

委員 自治体によっては、例えば太陽光パネルからの反射光の問題も記載がありますが、再生可能エネルギー設備の推進と周辺的生活環境との調和に関する条例という形で制定されている自治体もあります。今までは再生可能エネルギーについて推進という流れがありましたが、その設置を巡って地元とトラブルを抱えるケースが増えているということです。また、太陽光発電の装置が台風による強風等で飛ばされて被害を受ける、そうしたら基

礎工事がちゃんとできているのか等の問題とかもあります。

調和に関する条例に関しては、廃棄物についても例えばいわゆるごみ屋敷については、問題意識を持った自治体が条例を制定しています。ごみ屋敷の住人は何らかの心の痛みを持っていることも考えられるため、福祉的な措置、指導や、援助して片付けるという申出等を規定しながら、他方で最終的には措置命令をかけて代執行までできるという条例です。

紛争処理条例における公害以外の相談についても、直接規制している法がないため指導の基準がはっきりせず、対応が困難であるという面があるという話をされたと思いますが、場合によっては市が独自の条例として作っていくことも一つの方法であると考えます。

また、規制の仕組みがなくても少なくとも環境を守る基本条例の中で、紛争の処理を市の責務としていることから、話し合いの場を設定する責務は市にあると思います。環境に関係して、環境紛争の解決。そういった意味で見たら対象は広げても構わないと思います。環境紛争処理条例の守備範囲は、規制法の枠組みと完全にリンクしなくてもいいのではないかと思います。というのが私の所感です。

委員 公害以外の相談について何件あったかはここに実態が書かれていないので分かりませんが、先ほどの意見にもあったように、条例で規制内容を決めるのではなく、斡旋や相談に応じますということを条例に記載いただくと、市民から見ると非常に相談しやすいです。また、環境意識も高まると思います。

委員 参考資料2の流れ図の中の※3で委員の構成人数等と記載がありますが、これは例えば建築指導や産廃指導に関係するもの等、テーマに応じて担当課の連携が取れるような委員会構成、人数になっているものなのでしょうか。

事務局 以前の構成で言いますと法律関係の先生が1人、騒音の関係の先生が2人、あと弁護士の先生、建築関係の方が1人、もう1人は元八尾市職員の方という形で、任期は2年です。今回は今年度の9月まででしたが、環境審議会にも聞いてから再度任命するという形で考えております。紛争処理条例の対象範囲を広げるにあたり、委員の数やどのような分野の委員を選定するのかについてこれから検討してまいります。

会長 都道府県の公害調停ですと、その問題に適した3名の委員を担当者にし

で審議するという形ですが、こちらは委員会全体で審議することになるのでしょうか。

事務局 申請があった際に、委員会の中で受理するかどうか話し合いをし、実際調停をするときには3名を人選して行います。また、仲裁については人数は決まっておりますが、平成25年の時は2名の方に仲裁をしていただきました。選出するという点は大阪府等と同じ形になるかと思われます。

会長 例えば公害紛争であることが明確なものについては公害等調整委員会、都道府県の公害審査会があり、また市として公害苦情の相談窓口とがあります。それになじまないようなものは生活環境に係る紛争ということで、紛争処理委員会での対応を考えている。これらにより大抵のものはどこかで処理することができるはずで、今回の審議において何をはっきりさせればいいのか、八尾市側の要望を再度確認させてください。

事務局 ひとつは法律との整理、もうひとつは解決できずに繰り越し対応している案件が結構ありますので、そういった案件の解決に寄与できるような制度にしたいということです。相談を受けて現場で対応している中で、お互い話し合ったら解決できると思われる案件も多々ございますので、利用しやすい制度にできればと考えています。利用される方からすると、裁判のようなものを想像し、敷居が高く感じておられる方も多いように思います。

事務局 紛争処理条例を制定し、委員会で調停、斡旋を行う制度を市町村レベルで持っている市は少数です。先ほどご指摘がありましたように、案件それぞれにおいて、専門の委員が全て担えるという状態ではありません。八尾市という基礎自治体において国の公害等調整委員会、都道府県の委員会よりも敷居を低くして、最初に相談をしていただけるような非常に利用しやすいような形にしたいと思っております。

その反面利用の頻度がかなり低く、平成25年度から利用がありませんし、その前は平成17年度になりますので、この制度自体のあり方についてもご意見賜りたいと思っております。

会長 申請に係る件数が少ないということは、逆に言えば公害苦情の相談窓口でほとんど解決しているため、紛争処理委員会を開いてもらうまでもないということなのかもしれないと思ってしまうのですが。

事務局 資料3に公害苦情の受付件数は217件と挙げておりますが、こちらは新規で受け付けた件数であり、その年に同じ案件で複数回相談を受けたものは計上しておりません。公害問題においては何年も前からの案件について再度相談があることも多くあります。

委員 未解決部分が多いということですか。

事務局 未解決の部分もあるということです。特に騒音が多いです。

委員 法律との関係ですが、国の公害等調整委員会と都道府県の公害審査会は、公害紛争処理法に基づいて設置が義務付けられています。調停をしたときに調停がまとまれば、裁判所の和解の判決と同じ効力を持つということが法律で決まっています。

例えば八尾市で調停をした場合、現在の紛争処理条例を見ますと、16条に調停案の受諾の勧告として、30日以上の間を定めてその受諾を勧告することができるかと規定されています。16条第2項は勧告がされた場合において、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかったときは、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなすという条文があります。この調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなした場合の法的効力はどうなるのでしょうか。

事務局 公害防止条例の改正と併せて、この条例も昭和55年当時、平成8年に一部改正、見直しが行われましたが、40年近く前の内容ですので、事務担当者としても現状に即しているのか疑問に思う部分も見受けられますので、今ご指摘いただいた部分も含め、一通りしっかりと現実に沿って苦情者にとっても使いやすい、運用していく側にも処理しやすいものにするため、次回以降引き続きご意見をいただきながら見直しを進めてまいりたいと思います。

委員 都道府県内で起こった案件の当事者両方が同一都道府県在住であれば都道府県内の公害審査会で、都道府県をまたがる新幹線公害等や、都道府県内部で当事者は留まるが、非常に重要である場合等は国の公害等調整委員会でそれぞれ対応するという役割分担がされています。おそらく法律上の考え方は、都道府県内の紛争は公害審査会で全部カバーできるとの判断から、各市町村がさらに独自の公害処理委員会を制定することは想定していないのではないかと思います。多くの自治体では、公害審査会の対象と

ならない部分を補うような、例えば建築紛争の処理に特化した委員会の制定が確認できます。

生活環境紛争処理委員会として制定するのであれば、大阪府の公害審査会との対象とする範囲の住み分けをどのようにするのかを検討する必要があります。先ほど示唆されたのは公害審査会よりも対象範囲を広く捉えるということでした。独自に委員会を制定することで対象とする紛争の範囲を広く捉えるという点で非常に有意だと思います。規制法による基準がない中で対象範囲を広げた場合には紛争の解決には限界があることはやむを得ませんが、話し合いの場を持つだけでも意味があると考えた方がいいのではないかと思います。和解案に強制力を持って従わせるということは、条例だけではできないのではないのでしょうか。

委員 確かに委員がおっしゃったように、八尾市の委員会は、公害その他環境保全に悪影響を及ぼすことによっておこる生活環境に係る紛争についてということで非常に広く捉えています。相談者にとってはそういった紛争についてしっかりと考えてくれる場所があるということは非常に良いのではないかと思います。解決への到達は、当事者が納得できるような斡旋ができるかによりますが、ともかく門前払いではなくてひとまず受付を行うという風になっているだけでも有意義であると思います。

事務局 委員ご指摘の、法律の上乗せ、横出しのような規制で強制力を伴うような内容とすることはどうなのかという点につきましては、相談の受け皿として、法律の枠組みの中で対象外となった部分についてきめ細かく相談に乗っていきたいという趣旨でスタートしていると思います。着地点としてどこまで求められるかにつきましては、市民にご迷惑をおかけすることがあってもいけませんし、当然無効になるようなものがあってもいけませんので、ご指摘いただきました点を一度市の内部でもしっかりと議論し、整理をしていきたいと思います。

委員 公害紛争処理法による公害等調整委員会、都道府県の公害審査会制度には限界があり、例えば調停案が拒否された場合それ以上の対応はできず、次の手段としては民事裁判となりますが、調停案は民事裁判では全く考慮されません。

よって法的効力を持たせるといった詰め方ではなく、市の第三者の視点を通して両当事者が交渉のテーブルにつく場が公式にあるという意味が大きいと思います。

事務局 考え方としては斡旋に近いでしょうか。

委員 そうですね。斡旋は最初の手掛かりでとりあえず一度話し合ってみませんかという場です。調停は3人で調停委員会を開催し、調停案を作成するため、専門家としての判断がしっかり出て、案を受け入れるかどうかということになります。受け入れた場合は先ほど裁判所の和解と同一の効力を生むと言いましたが、契約として締結するのであれば当事者の民々の約束ですので効力を持つことになります。

会長 この問題についてほかにご意見はございますか。

委員 先ほどの野焼きのことで、八尾市の場合、長年の間野焼きが行われ、苦情も続いていると思いますが、野焼きの相談に対する指導、解決があったとしても、結局休日や夜に野焼きがあるように見受けられます。

苦情対応ということではなく、どうすれば野焼きを少なくできるか、環境保全という観点からの働きかけを推進することがより重要なことではないかとも思っていますが、いかがでしょうか。苦情に対する仕組みはできてきていると思いますが、実際の問題に対してどのように改善していくかをもう少し詰めていくことができれば、改善の方向に進むのではないかと思います。

事務局 先ほど委員からのご意見の中で、ある自治体では大気汚染ではないという見解であったとのことでしたが、野焼きは廃棄物の不適正処理の観点とばい煙、大気汚染に係る生活環境の保全という観点の2面があると思います。私ども環境保全課としましては生活環境を保全するというところで、所管する条例、大阪府の条例に基づいて、発生源に対する指導を行います。廃棄物の不適正処理という観点もございますので、廃棄物部局と連携しながら指導、解決に向けてあたっていくという考えでございます。

事務局 環境保全という視点では我々は公害という見方で規制を行っていますが、一方で農業者の視点では、目的を持って行っているということで、例えば農業委員会、産業政策課の農業部門の担当の意見も聞きながら、どのような形で代替案が出せるのかも含めて議論が必要かと思えます。

事務局 今事務局からお伝えしたように、農業委員会を通じて農業関係者に対し

て野焼きを控えるよう指導しております。ただし、委員からご意見をいただきましたように、焼却場の受け入れの時間帯、手間等の事情により、農作業をされる方にとって処理しにくいと感じられることで、畑の場で野焼きをしてしまうといったことも考えられますので、その点については解決に向けて今後も進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長 他にご意見等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

会長 無いようですので「八尾市生活環境紛争処理条例の見直しについて」を終了といたします。

会長 それでは審議事項の2「八尾市環境影響評価技術指針(案)について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局 (説明)

会長 ありがとうございます。
ただ今の事務局からの説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

委員 ご説明ありがとうございました。他市を参考にしたとのことですが、その他市との比較から、八尾市の特性では必要であるとして加えたような部分があればご教示ください。

事務局 他市、あるいは大阪府との違いはあまりございません。ただし本市において対象となる可能性があるという点で、以前の環境審議会でもご説明したと思いますが、区画整理事業に伴って、大型商業施設が設置されるということになりますと、この環境影響評価条例の対象になる可能性が高くなります。商業施設に車が集中し、周辺に交通渋滞を引き起こすということもございますので、例えば13節に交通について記載しております。

また、委員からもご指摘を頂戴したところですが、気候変動の問題もございますので、21節の地球環境として、主に地球温暖化とオゾン層の破壊、フロン規制という点が想定をされ、環境影響評価の対象となる可能性があるのではないかとということで挙げております。

委員 ありがとうございました。飛行場は対象事業となることはないのでしょうか。

事務局 飛行場については影響評価条例というよりは、大阪府あるいは国のアセス法の対象になってくるかと思います。

委員 八尾市では対象とする必要はないということなんでしょうか。

事務局 そちらでカバーされるということです。

委員 分かりました。あと、委員会が召集されるタイミングですが、方法書、準備書、評価書が作成されたときにそれぞれ召集されて、市長意見の作成に参考になるようなことをまとめるという風に考えてよろしいでしょうか。

事務局 お見込みの通りです。

委員 よくわかりました。

事務局 対象となるような案件がいつ生じるのか分からないところもございますので、現時点では委員会は常設では考えてございません。それと前の環境審議会でもお話ししたかと思いますが、この手続きは、例えば我々の開発部局等の開発の相談で来られるケースが最初の入り口になると思われます。その時点から事業の終了まで数年間は評価に期間を要しますので、その時に影響評価委員会の委員の選定、あるいは設置を行っていけば十分に合うのではないかという風には考えております。

委員 分かりました。委員会の設置や委員の選定等については技術指針では定めませんよね。技術指針は飽くまでこの影響評価に関する手続きを進めていくうえで必要なことを規定しているという理解でよろしいですか。

事務局 おっしゃる通りです。

委員 よく分かりました。ありがとうございました。

会長 他にご意見ございますでしょうか。

委員 先ほどの話では太陽光パネルの反射光についての話が出ておりましたが、自然エネルギーを確保するという点で太陽光パネルは非常に推薦されるべきですが、実際には森林の伐採等により、生態系を変化させ、地球環境を変化させるという側面もあります。また、最近新聞にも掲載されていましたが、太陽光パネルを設置したことによって山崩れが発生し、新幹線の線路にはみ出してきて新幹線を止めたという大きな問題もありました。

環境省では影響評価項目に太陽光パネルを加えることを決めたということが大々的に最近出ておりましたので、その点についてどこに属するのか分かりませんが、ご配慮いただければと思います。

会長 他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員 大型商業施設の場合に予想させるという話ですが、大型商業施設の場合には大店立地法による取組もありますが、そちらとの関係は両方それぞれ独立してやるということなんですか。それとも何か調整することがあるのでしょうか。

事務局 基本は独立であると思いますが、大店立地法の申請内容で、環境影響評価の申請に係る資料として適している部分があれば引用、添付していただくといった形の協力はできると思っております。そのあたりは産業政策課とも協議していければと思います。

委員 委員会は府が設置するものですか。また、常設でしょうか。

事務局 八尾市が設置しておりますが、常設であるかどうかは確認いたします。

委員 確か交通、廃棄物は大店立地法の方でも対象項目になっていましたよね。

事務局 はい、公害については騒音だけ対象となっております。

委員 環境影響評価ですから環境が主体として進めるのですが、例えば大型商業施設の設置に際し、オープンスペースの配置、緑化の推進、あるいは八尾市の地域のシンボルとなるような美しい街並みといった、景観条例等の観点も踏まえていただければと思います。

事務局 技術指針に各種計画を勘案してという形で規定しておりますので、今後

も考えていきたいと思います。

委員 どちらに明記されるのか分かりませんが、並行して、景観条例は無視できないと思います。

事務局 少し補足をさせていただきますと、73ページに調査方法の関連調査項目としまして、法令等の基準等というところでこれが景観に基づく関係法令という形で記載しておりますが、下から二つ目の「〇」、八尾市景観条例も載せておりますので、今委員からご指摘がありましたように配慮しながら調査を進めるということは記載しております。

委員 大型商業施設の場合、大店法で審議するという経験はある一方、環境影響評価審の方で大型商業施設が対象となった経験がないのですが、施設が非常に大きければ影響評価の手続きを取っていかねばいけないのでしょうか。

事務局 対象事業につきましては種類を条例本文で規定しておりまして、条例の施行規則で各対象事業の規模を規定してございます。10月施行ですので、公布間近ですが、今の案では小売店舗面積が1ha、10,000㎡以上である場合対象になるということになってございますので、面積がかなり大きいところが対象になります。ただ、例えば吹田市ではニフレルという施設が対象になっておりますし、それなりに対象となる施設はあると思料します。ただ、大規模商業施設自体を対象事業としていない市もあります。

委員 ありがとうございます。ニフレルは単なる小売店舗ではないのでまた少し違うかなと思いますが、対象規模を決めているということですね。

事務局 飽くまで小売店舗の面積だけで見ますので、全体的な規模はもっと大きなものになるかと思料します。

委員 はい、ありがとうございました。

委員 大規模のものは環境影響評価と大店法、両方の審査を行っているということですか。

事務局 そうですね。両方やる形になるかと思料します。現在は大店法に基づく権

限が八尾市にあり、既に産業セクションで対応しておりますし、環境影響評価については条例制定によって、環境保全課の方で対応しますのでそれぞれでしっかりと審査していこうと思います。

委員 どこに属するのかわからないのですが、例えば定常的な見方でほとんどの時間が定常的ですね。しかし、緊急事態を考えた場合、災害マップを見ていると八尾市の場合は比較的安全な都市ではあるのですが、八尾市の中でも地域の特性がさらに細かくあります。影響評価の技術指針として、事業をどの地域で行うかによって配慮できるのでしょうか。

事務局 今のご質問に対して適切な答えになるかわかりませんが、指針案の55ページをご覧くださいと思います。第15節地象というところがございます。地象ということで今ご指摘いただいた地質や地形等を考慮するようにといったところを記載しております。例えばその対象事業によって傾斜地が崩壊するのかわといったところも勘案をしながら事業を進めていかなければいけないということがございますので、こちらにはそういった規定を設けております。

委員 ということは1つの事業を行う場合は、21項目の内、重複することもあるということでしょうか。

事務局 もちろんです。

委員 その辺りのジャッジを十分していただきたいと思います。

事務局 事前に調査を行い、例えばより土砂崩れが起きやすい場所であれば地象というところが評価項目では対象となってまいります。

委員 そういうことですか。漏れがあったら怖いですからね。

委員 環境影響評価委員会ですが、35条を見ると任期は2年、再任されることは妨げない等と書いてあると、形としてはやはり常設を考えているのではないかと思います。全然案件がない中で作る必要性がないときにはまだ見送っていますというのは分かるのですが、何かがあって一旦設置した場合はそこから先は常設になるのではないのでしょうか。案件が出てきたらその都度作るというイメージでいいのでしょうか。私は大阪府の委員をいた

しましたが、そちらは常設であって、案件がないときは開かれないだけでという感じです。だからいつ委員会が発足するかももう少し様子を見てもいいのかもしれませんが、その都度という立て付けにはなっていないようには読めると思います。

事務局 ご指摘を踏まえてしっかりと検討したいと思います。

委員 これまでは要綱で対応していたのですよね。要綱の場合はその都度設置していたのですか。

事務局 ご懸念いただいた部分は整理させていただきたいと思います。

事務局 本来設置してから2年ごとに更新していく形になるのか、このまま案件ごとにとという形になるのか、条文を見る限りでは委員にご指摘いただいたような話もございますので、もう一回検討したいと思います。他市では常設している市の方が多いのでしょうか。

委員 まあ普通常設かなと思いますけどね。

事務局 1回設置すると、事後調査も含めるとやはり数年間にわたってかかりますので。

事務局 こういったものが一般的に附属機関というものでして、正直我々の八尾市役所内でも常設もの、常設でないものがあります。その辺りについては行政改革の方とも相談をいたしまして、適切に設置してまいりたいと思います。

委員 期間的にはどうですか。開発する事業の内容にもよるとは思いますが、申請されてから実際に評価が終わるまでの期間、およそ平均でどれくらいでしょうか。

事務局 平均となるとなかなかお答えは難しいですが、対象事業の規模、内容によって期間というのが変わってまいりますので、任期2年でも足りない場合がございます。ただそういった場合は、1つの事業で委員が変わられるというのはあまり好ましい状況ではないと考えておりますので、再任を妨げないということで、同じ委員さんで継続して審議をしていただきたいと思います。

委員 町会の役員をやっておりましたら、会長、副会長があつて、副会長が次の2年後の会長になられるというパターンになっていることがあります。そうすると4年くらい見ておれるというようなことがあります。参考ですが、半数だけメンバーを変える等も考えられます。あるいはしっかりと引継ぎができるように、委員さんが辞められても対処していくということであればいいですが。

委員 ヒートアイランド現象への配慮についてはどこに入ってくるのでしょうか。結構境界領域で難しいのですが、地象なのか地球環境なのか、それともここでは入っていないのでしょうか。入らないのでしょうか。

事務局 ヒートアイランドは対象にはしておりません。

委員 他市で対象になっているところがありますよね。確か堺市、吹田市は入ってなかったですか。

事務局 吹田市は入っているかもしれないですね。

委員 あえて入れていないという判断なのか。

事務局 条例制定にあたり対象事業を考えた時に、他市では構造建築物という項目があることを確認しました。例えば高層ビル、マンションを建てる時に環境影響評価の対象にしようというところがあったのですが、他市の意見を聞いたところ、構造建築物によって考えられる環境への影響としては通風くらいであるということがありましたので、八尾市では対象外としました。そういったところもあつて、ヒートアイランドはどうかといったところもあつたのですが、やはり入れた方がよろしいのでしょうか。

委員 八尾市は内陸の方に寄っているのですが、昼間の暑さが結構大変だと思います。風が吹いてきにくいところにあると思いますので、大規模な商業開発等があつた際にできるだけ影を作ったりするような配慮が欲しいなと思います。例えば日当たりがいい広大な駐車場があつて、周りが暑くなるというような状態をどこかで配慮していただく。それが景観の中に入るのか、気象の中に入るのか検討は必要ですが、そういうことを考えてもらえるような項目があればいいかなと思います。どこかにそのキーワードを入れて

おく必要があると思います。

委員 今、52ページを見させていただいておまして、鍋島委員がおっしゃっていた気象の中で、例えば③に局地風でビル風等と書いてあります。位置づけとして適切か分かりませんが、そういうところにヒートアイランドの項目を入れるのが1つの案かと思いましたが、どうですか。

委員 よろしいですか。ヒートアイランドは結果ですよ。その開発行為、事業をどうするかということ考えた時に、ヒートアイランドへの影響をもし考えるとすれば、1つは先ほどの影でありますとか、ビル風ということですが、もう1つは多分緑化ではないかと思います。そう考えた時に73ページに景観条例、八尾市緑化条例の記載もありますので、これでカバーされているのではないかと思います。あとは先ほど鍋島委員がおっしゃったヒートアイランドというキーワードをどこかに入れておくことは可能かもしれませんが、結果を個別の事業ですするというのがなかなか難しいのではないかと思います。というのが正直な印象でございます。

委員 何を測って何で検証するのかというのが非常に分かりにくいので、調査の対象にするのは結構大変なことだと思います。

委員 予測段階ですからね。

委員 だからこういうところで見ますよということを、今おっしゃったヒートアイランドというのをどこかに入れておけば。

事務局 そうしますと、新たな節を作るということではなくて、ヒートアイランドのニュアンスを含めるということでしょうか。

委員 視点ですね。

事務局 分かりました。一度検討させていただきたいと思います。

会長 温度上昇の問題ですから、52ページの気象で局地風（ビル風等）と書いてあるので、そこに気温のところ括弧してヒートアイランド等とか書いてもらえれば一応考慮するということになりますよね。

委員 ただ体感が暑くなるというのはあったとしても、気温ってほとんど出ないじゃないですか。気温だけだったら難しいと思うので、そこが何とどこに表現するべきなのかなと。

会長 気象現象の中ではありますよね。これは日射とか放射とかそういう熱に係る項目があるわけですから、色々あると思いますけれども。

委員 53ページのイというところに関連調査項目とございますよね。土地利用の状況、土地の被覆の状況、この辺りにヒートアイランドと入れておいたら考えていただけるのではないのでしょうか。

委員 科学技術が進歩していますが、例えばAビルとBビルの間にCビルを建てるとヒートアイランドがどのような状況で予測できるのかという専門家でもかなり難しいところだと思いますので、それを入れることによって開発が進まないということは困りますけどね。委員さんが言われた配慮ができるといいのですが。

委員 環境影響評価として評価と予測をするというところはとても大事なことだと思います。八尾では大型の商業施設の計画にあたり、掘ってみると文化財が随分と出てきたことがありました。本当に田園地帯が多かったところを大型商業施設ができると、交通の問題等様々な問題が生じます。また、水田の近くは風が通りやすく、温度が違う。体感もそうかもしれません。本当に評価をすること、予測をすることが今後とても大事なことじゃないかなと思いますので、開発していく中での様々な環境評価ということを考えながらいい方向へ行くといいなと思っております。

会長 他にご意見、ございますか。

 (「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので、これで「八尾市環境影響評価技術指針（案）について」の審議は終了といたします。

会長 次に「その他」として委員の皆様からご発言はございますか。

 (「なし」と呼ぶものあり)

会長 ないようですので、その他につきましても終了といたします。
委員の皆様には長時間にわたり活発な議論をいただき、ありがとうございました。

4 閉会

会長 それでは本日の審議会は、これを持ちまして閉会といたします。